

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
--------------	---

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	4	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること
施策目標	4-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
個別目標	1	質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること
(評価対象事務事業) ・介護福祉士等修学資金貸付事業 ・福祉サービスの第三者評価事業		
施策の概要（目的・根拠法令等） 1 目的等 より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生充実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。		
2 根拠法令等 ○社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） ○「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号） ○福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（平成16年5月7日雇児発第0507001、社援発第0507001号、老発第0507001号）		
主管部局・課室	社会・援護局福祉基盤課	
関係部局・課室	-	

2. 現状分析（施策の必要性）

<p>近年、少子・高齢化の進展により福祉人材への期待が高まってきている。特に介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに対応するための高い倫理と技術を修得した人材が求められており、その中核的役割を担うものとして、介護福祉士・社会福祉士を養成し、その資質の確保・向上を図ることが必要である。</p> <p>また、介護保険制度の見直し、障害者自立支援法の制定等、福祉サービスの利用に係る制度改正が行われた中で、引き続き、福祉サービスの質の向上と利用者保護が重要となっているが、このような状況の中で、福祉サービス第三者評価事業については、平成16年5月7日に発出した「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について（通知）」に基づき、各都道府県等において事業の実施体制の整備に向けた取組が行われている。</p>
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	介護福祉士就業者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	- 【-】	313,222 【-】	357,909 【114.3%】	414,149 【115.7%】	- 【-】
2	社会福祉士就業者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	- 【-】	20,728 【-】	20,481 【98.8%】	22,534 【110.0%】	- 【-】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2は、「介護サービス施設事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」及び「社会福祉施設等事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。 ・各年の数値は、「介護サービス施設事業所調査」及び「社会福祉施設等事業所調査」において、把握できる有資格取得者の数(実人員)を合算したものである。 ・指標1は、介護保険施設等において、介護の業務に従事している者のうち、介護福祉士有資格者数(実人員)である。 ・指標2は、社会福祉施設等において、相談援助業務に従事している者のうち、社会福祉士有資格者数(実人員)である。 ・平成16年の数値については、「社会福祉施設等事業所調査」において、有資格者数を調査していないため「-」とした。 ・平成20年の数値については、調査結果が出ていないため「-」とした。 						
<p>施策目標の評価</p> <p>【有効性の観点】 質の高い福祉・介護サービスを確保するためには、サービスの担い手となる人材の資質の向上を図ることが不可欠の要素であり、こうした意味で、福祉・介護サービスの現場において、社会福祉士及び介護福祉士の確保を進めていくことは重要である。実際に福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士は、平成17年以降着実に増加しており、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面で有効性が認められる。</p> <p>【効率性の観点】 福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士の就業者数は、平成17年以降着実に増加しており、質の高い福祉・介護サービスを提供するための基盤整備の推進について、効率的に進められていると評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 高齢化の進行等に伴い、国民のニーズに対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保していくことが求められる一方、福祉・介護分野では、他産業と比べ、離職率が高い、給与をはじめ処遇が厳しいといった様々な課題を抱えている。 このような状況のなか、福祉・介護サービスの現場に就業している有資格者数の推移についてみると、平成17年から平成19年までの間で、社会福祉士約0.2万人、介護福祉士約10万人が増加しているが、さらに有資格者の参入を促進し、定着を支援することが必要である。 このような観点から、介護福祉士及び社会福祉士のさらなる資質の向上を図り、資格に対する社会的な評価を高めていくため、平成19年度には、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正し、資格取得方法の見直しを行うとともに、教育カリキュラムの見直しを行ったところである。 さらに、質の高い福祉・介護人材の確保を図るため、 ○ 介護報酬のプラス3.0%改定による介護人材の処遇改善 ○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援 ○ 介護福祉士等の養成校に通う学生に対する修学資金の貸付け ○ 潜在的介護福祉士等の再就業を支援するための研修の実施 等の総合的な人材確保対策を講じているところであり、これらを通じて、引き続き、より一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図ることとしている。</p>						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	介護福祉士就業者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	- 【-】	313,222 【-】	357,909 【114.3%】	414,149 【115.7%】	- 【-】
2	社会福祉士就業者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	- 【-】	20,728 【-】	20,481 【98.8%】	22,534 【110.0%】	- 【-】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2は、「介護サービス施設事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」及び「社会福祉施設等事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。 ・各年の数値は、「介護サービス施設事業所調査」及び「社会福祉施設等事業所調査」において、把握できる有資格取得者の数(実人員)を合算したものである。 ・指標1は、介護保険施設等において、介護の業務に従事している者のうち、介護福祉士有資格者数(実人員)である。 ・指標2は、社会福祉施設等において、相談援助業務に従事している者のうち、社会福祉士有資格者数(実人員)である。 ・平成16年の数値については、「社会福祉施設等事業所調査」において、有資格者数を調査していないため「-」とした。 ・平成20年の数値については、調査結果が出ていないため「-」とした。 						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	第三者評価受審件数(単位:件) (前年度以上/毎年度)	60	1,679 【2798.3%】	1,964 【117.0%】	2,835 【144.3%】	2,750 【97.0%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。						
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>質の高い福祉・介護サービスを確保するためには、サービスの担い手となる人材の資質の向上を図ることが不可欠の要素であり、こうした意味で、福祉・介護サービスの現場において、社会福祉士及び介護福祉士の確保を進めていくことは重要である。実際に福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士は、平成17年以降着実に増加しており、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面で有効性が認められる。</p> <p>福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士の就業者数は、平成17年以降着実に増加しており、質の高い福祉・介護サービスを提供するための基盤整備の推進について、効率的に進められていると評価できる。</p> <p>高齢化の進行等に伴い、国民のニーズに対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保していくことが求められる一方、福祉・介護分野では、他産業と比べ、離職率が高い、給与をはじめ処遇が厳しいといった様々な課題を抱えている。</p> <p>このような状況のなか、福祉・介護サービスの現場に就業している有資格者数の推移についてみると、平成17年から平成19年までの間で、社会福祉士約0.2万人、介護</p>						

福祉士約10万人が増加しているが、さらに有資格者の参入を促進し、定着を支援することが必要である。

このような観点から、介護福祉士及び社会福祉士のさらなる資質の向上を図り、資格に対する社会的な評価を高めていくため、平成19年度には、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正し、資格取得方法の見直しを行うとともに、教育カリキュラムの見直しを行ったところである。

さらに、質の高い福祉・介護人材の確保を図るため、

- 介護報酬のプラス3.0%改定による介護人材の処遇改善
- 雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援
- 介護福祉士等の養成校に通う学生に対する修学資金の貸付け
- 潜在的介護福祉士等の再就業を支援するための研修の実施

等の総合的な人材確保対策を講じているところであり、これらを通じて、引き続き、より一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図ることとしている。

福祉サービスの第三者評価事業は、事業者が公正・中立な第三者の評価を受けることで、個々の事業運営における具体的な問題を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的としている。受審件数は、この5年間を通じてみれば、おおむね増加傾向にあり、質の高い福祉サービスを提供することについて一定の進展があったと評価できる。

しかし、平成20年度の受審件数は前年度と比べ減少しており、全国社会福祉協議会が実施する評価事業普及協議会において、各都道府県の推進組織に受審を促すための取組を行うよう働きかけるなど、今後は、より一層、制度の普及啓発に努める必要がある。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	介護福祉士等修学資金貸付事業				
平成20年度 予算額等	50,800百万円の内数 (うち第2次補正予算分 32,000百万円) ①当初予算分(補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) ②補正予算分(補助割合:[国10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	平成22年3月頃確定予定				
実施主体	①当初予算分 都道府県 ②補正予算分 都道府県が適当と認める団体(社会福祉法人等)				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、その定着を支援する観点から介護福祉士及び社会福祉士養成施設の学生に対し修学資金の貸付けを行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
平成20年10月に打ち出された「生活対策」において、「介護人材等の緊急確保対策」を進めるための取組の一つとして位置づけられ、平成20年度第2次補正予算において320億円を計上した。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	114,236 の内数	13,597の 内数	15,000の 内数	18,000の 内数	50,800の 内数
予算上事業数等 (都道府県数)	—	—	—	—	—
事業実績数等 (都道府県数)	31	25	22	18	47
H16 (目) 在宅福祉事業費補助金 H17以降 (目) セーフティネット支援対策等事業費補助金 ※セーフティネット事業費補助金は予算積算上、「何都道府県」と計上している性質の予算ではないため、「予算推移」欄については、「～の内数」とし、「予算上事業数等」については「—」としている。					
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
H16～H19において、事業実施数(都道府県数)は減少傾向にあったが、平成20年度より、貸付限度額の引上げ、返還免除要件の緩和等を行い、事業実施数(都道府県数)が増加したところである。今後とも福祉・介護人材の確保のため、事業を継続実					

施する必要がある。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	福祉サービスの第三者評価事業				
平成20年度 予算額等	8百万円（補助割合：[国10/10][/][/]） （一般会計）年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	8百万円（交付決定ベース）				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 （その他）社会福祉法人全国社会福祉協議会（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
福祉サービスの第三者評価とは、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的立場から評価するものであり、全国社会福祉協議会で実施する事業は、第三者評価の円滑かつ適切な普及・定着を図るため、評価普及協議会、評価基準等委員会を運営するとともに、評価調査者の指導者の養成研修等を実施するものである。なお、福祉サービスの第三者評価は、各都道府県に設けられた推進組織が認証する評価機関が評価を実施しているものであるが、推進組織や評価機関に対する事業費は予算計上していない。					
政府決定・重要施策との関連性					
社会福祉法第78条第2項で、「国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	15	8	7	9	8
予算上事業数等	1	1	1	1	1
事業実施主体数	1	1	1	1	1
事業実績数等	1	1	1	1	1
事業実施主体数	1	1	1	1	1
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
福祉サービス第三者評価の受審件数は、毎年着実に増加しており、質の高い福祉サービスを提供することについて一定の進展があったと評価できる。 しかし、平成20年度の受審件数は前年度と比べ減少しており、全国社会福祉協議会が実施する評価事業普及協議会において、各都道府県の推進組織に受審を促すための取組を行うよう働きかけるなど、今後は、より一層、制度の普及啓発に努める必要がある。					

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1 目標達成率	-%
指標2 目標達成率	-%
（目標達成率を算定できない場合、その理由） 指標1及び2は調査結果が出ていないため。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）	
ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）	
（イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討	
（ロ）見直しを行わず引き続き実施	
（ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	
iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）	
（理由） 個別目標に係るアウトカム指標1及び2については、毎年度就業者数が増加していることから、現行の人材確保対策は有効であると評価できるため、引き続きこれに関する事業を継続、実施する。 個別目標に係るアウトプット指標については、平成20年度に限れば受審件数は前年	

度に比べて減少しているが、この5年間を通じてみればおおむね増加傾向にあり、また、サービスの質の向上を図っていくためには、本事業を実施していくことは重要であることから、引き続きこれに関する事業を継続、実施する。

3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)

(施策目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(個別目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当
(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1) 有 無
- (2) 具体的内容
社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～(平成20年7月29日公表)において、「①高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会」を実現するため、「介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援」や「福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進」に取り組むこととされている。

③審議会の指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 有・無
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし